

昭和二十二年法律第七十三号

会計検査院法

第一章 組織

第一節 総則

第二節 検査官

第三節 検査官会議

第四節 事務総局

第五節 会計検査院情報公開・個人情報保護

第二章 権限

第一節 総則

第二節 検査の範囲

第三節 検査の方法

第四節 検査報告

第五節 会計事務職員の責任

第六節 雑則

第三章 会計検査院規則

附則

第一章 組織

第一節 総則

第一条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第四条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

第五条 検査官の任期は、五年とし、一回に限り再任されることができる。

第六条 検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。

第七条 検査官は、他の検査官の合議により、自身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。

第八条 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。

第九条 検査官は、他の官を兼ね、又は国会議員、若しくは地方公共団体の職員若しくは議会の議員となることできない。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。

一 第三十八条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃

二 第二十九条の規定による検査報告

三 第三十条の規定による報告

四 第二十三条の規定による検査を受けるもの決定

五 第二十四条の規定による計算証明に関する事項

六 第三十一条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三条第二項の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第六条第一項及び第四項の規定（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）による処分に関する事項

七 第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十二条第三項及び同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定

八 第三十五条の規定による審査決定

九 第三十六条の規定による意見の表示又は処置の要求

十 第三十七条及び予算執行職員等の責任に関する法律第九条第五項の規定による意見の表示

第四節 事務総局

第十二条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第一局

第二局

第三局

第四局

第五局

第十二条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。

第一局

第二局

第三局

第四局

第五局

官房及び各局の事務の分掌及び分課は、会計検査院規則の定めるところによる。

第十三条 事務総局に、事務総長一人、事務総局次長一人、秘書官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行う。

第十五条 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。

第十六条 事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。

第十七条 各局に、局長を置く。

第十八条 局長は、事務総長の命を受け、局務を掌理する。

第十九条 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。

第二十条 事務官は、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。

第二十一条 技官は、上官の指揮を受け、技術に従事する。

第二十二条 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。

第二十三条 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項及び個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十五条第一項の規定による院長の諮問に応じ審査請求についての調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

第十九条の三 委員は、非常勤とする。

第十九条の四 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第三章の規定は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同章の規定中「審査会」とあるのは、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条の六 第十九条の二から前条までに定めるもののほか、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に關し必要な事項は、会計検査院規則で定める。

委員は、非常勤とする。

委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の四 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第三章の規定は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同章の規定中「審査会」とあるのは、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条の六 第十九条の二から前条までに定めるもののほか、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に關し必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第二章 権限

第一節 総則

第二十条 会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二十一条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

第二節 検査の範囲

第二十二条 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。

一 国の毎月の収入支出

二 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払

三 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減

四 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払

五 国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計

六 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品

二 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払

三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計

四 国が資本金の一部を出資しているものの会計

五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計

六 国が借入金金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計

七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者その他の契約に関する会計

会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第三節 検査の方法

第二十四条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいふ。）次項において同じ。）を含む。以下同じ。）及び証拠書類（当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を、会計検査院に提出しなければならない。

国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払いについては、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を会計検査院に提出することができる。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求め、又は関係者若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

第二十七条 会計検査院の検査を受ける会計経理に關し左の事実があるときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。

一 会計に關係のある犯罪が発覚したとき

二 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき

第二十八条 会計検査院は、検査上の必要により、官庁、公共団体その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。

第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

一 国の収入支出の決算の確認

二 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不都合の有無

三 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められた事項の有無

四 予備費の支出で国会の承諾をうける手続を採らなかつたものの有無

五 第三十一条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十三条第二項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第六条第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果

六 第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項及び同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四条第一項及び同法第五条（同法第八条第三項及び同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定

七 第三十四条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

八 第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

第三十条 会計検査院は、前条の検査報告に關し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面ですべてを説明することができる。

第三十一条 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第三十二条の三 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第五節 会計事務職員の責任

第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に當る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明

の規程を守らない場合又は第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

第三十二条 会計検査院は、出納職員が現金を亡失したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を檢定する。

会計検査院は、物品管理職員が物品管理法（昭和二十一年法律第百十三号）の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を檢定する。

会計検査院が弁償責任があると檢定したときは、本属長官その他出納職員又は物品管理職員を監督する責任のある者は、前二項の檢定に従つて弁償を命じなければならない。

第一項又は第二項の弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

会計検査院は、第一項又は第二項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと檢定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその檢定が不当であることを見出したときは五年間を限り再檢定をすることができる。前二項の規定はこの場合に、これを準用する。

第三十三条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認められたときは、その事件を檢察庁に通告しなければならない。

第六節 雑則

第三十四条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については正改善の処置をさせることができる。

第三十五条 会計検査院は、国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならない。

主務官庁又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適当な措置を採らなければならない。

第三十六条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に關し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

第三十七条 会計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに対し意見を表示することができる。

一 国の会計経理に關する法令を制定し又は改廃するとき
二 国の現金、物品及び有価証券の出納並びに簿記に關する規程を制定し又は改廃するとき
三 国の会計事務を処理する職員がその職務の執行に關し疑義のある事項につき会計検査院の意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

第三十八條 この法律に定めるものの外、会計検査に關し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。

附則抄

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第二条 左の法律は、これを廃止する。
明治二十九年法律第九十一号（会計検査官退官ニ關スル法律）

第三条 この法律施行前の事由に因る出納官吏の弁償責任に關する第三十二條第三項及び第四項の改正規定の適用については、従前の規定による判決は、これを同条第一項の改正規定による判定とみなす。

第四条 この法律施行の際現に存する会計検査院事務章程その他会計検査院の制定に係る会計検査に關する諸規程に定めた事項は、第三十八條の改正規定による会計検査院規則の制定があるまでは、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際現に在職する部長、検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記は、別に辞令を發せられないときは、同俸給を以て事務官に任ぜられ、勲任の者は一級、奏任の者は二級、判任の者は三級に叙せられたものとする。

この法律施行の際現に休職中の会計検査院の職員は、別に辞令を發せられないときは、休職

のまま、前項の例により事務官に任ぜられたものとする。

附則（昭和二十二年二月一九日法律第二〇九号）
この法律は、國務大臣の俸給の額が法律の規定で定められ、当該規定が適用される日から、これを適用する。

附則（昭和二十五年五月一〇日法律第一六五号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年五月二二日法律第一七二号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三二日法律第二五一号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年六月八日法律第一三〇号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二五日法律第八六号）抄
この法律は、公布の日から施行し、特別職の職員の給与に關する法律第四條、第九條及び第十四條第一項の改正規定、文化財保護法第十三條の次に一條を加える改正規定、自治庁設置法第十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

前の日本専売公社（以下「旧公社」という。）に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る旧検査院法第三十一條の規定による懲戒処分等の要求、旧検査院法第三十三條の規定による犯罪の通告、旧検査院法第三十五條の規定による会計経理の取扱いに關する審査及び判定並びに旧検査院法第三十七條第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二五日法律第八七号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前の事実に基づく日本国有鉄道の職員に係る第四十一條の規定による改正前の会計検査院法第三十一條の規定による懲戒処分の要求、同法第三十三條の規定による犯罪の通告、同法第三十五條の規定による会計経理の取扱いに關する審査及び判定並びに同法第三十七條第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 日本国有鉄道の職員に關する第二十九條第七項に規定する弁償責任に係る旧国鉄法第四十八條の第二項の規定による判定及び附則第九條の規定によりなおその効力を有することとされる政府契約の支払遅延防止等に關する法律第十四條の規定により準用される同法第十三條第二項の規定による処分の要求に關する検査官會議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律の施行の日から施行す
る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年十一月七日法律第一
一二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月七日法律第五三
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六
九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起

された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十条 附則第五条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定
める。

附則（令和三年五月一九日法律第三七
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から
別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五
条、第四十七条及び第五十五条（行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律別表第一及び別表第二の改
正規定（同表の二十七の項の改正規定を除
く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第
五十九条から第六十三条まで、第六十七条及
び第七十一条から第七十三条までの規定 公
布の日
- 二 及び三 略
- 四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五
十条及び第五十八条並びに次条、附則第三
条、第五条、第六条、第七条（第三項を除
く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍
法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下
に「正本及び」を加える部分を除く。）に限
る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十
三条、第二十四条から第二十七条、第二十九
条、（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改

正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第
三十三条から第三十五条まで、第四十条、第
四十二条、第四十四条から第四十六条まで、
第四十八条、第五十条から第五十二条まで、
第五十三条（行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律第
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第
九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の
改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等
の推進に関する法律（平成二十五年法律第百
十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含
む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五
十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五
条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布
の日から起算して一年を超えない範囲内にお
いて、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（政令への委任）
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に必要な経過措置（罰則に関す
る経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年六月一日法律第六一
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行
する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法
附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊
法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則
第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から
施行する。

（会計検査院法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 この法律の施行後最初に任命される検
査官（任期中に欠けた検査官の後任として任命
される検査官を除く。）の任期は、第十条の規
定による改正後の会計検査院法（次項において
「新会計検査院法」という。）第五条第一項の規
定にかかわらず、四年とする。

2 この法律の施行の際現在に在職する検査官の任
期及び定年は、新会計検査院法第五条第一項及
び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第十五条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に必要な経過措置
は、政令（人事院の所掌する事項については、
人事院規則）で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日